

平成13年(ワ)第5814号 損害賠償請求事件
平成17年8月30日口頭弁論終結

判

決

| | |
|-----------------|----------------|
| 原告 | アルゼ株式会社 |
| 原告訴訟代理人弁護士 | 熊倉禎男 |
| 同 | 尾崎英男 |
| 同 | 松本司 |
| 同 | 美勢克彦 |
| 同 | 嶋末和秀 |
| 同 | 岩坪哲 |
| 同 | 渡辺光 |
| 原告補佐人弁理士 | 上杉浩 |
| 被告 | サミー株式会社 |
| 被告訴訟代理人弁護士 | 牧野利秋 |
| 同 | 牧義行 |
| 同 | 飯田秀郷 |
| 同 | 栗宇一樹 |
| 上記2名訴訟復代理人弁護士 | 隈部泰正 |
| 同 | 大友良浩 |
| 同 | 戸谷由布子 |
| 被告訴訟代理人弁護士 | 近藤義徳 |
| 同 | 早稲本和徳 |
| 同 | 七字賢彦 |
| 被告補佐人弁理士 | 鈴木英之 |
| 同 | 黒田博道 |
| 被告補助参加人 | 米山淑幸 |
| 被告補助参加人訴訟代理人弁護士 | 日本電動式遊技機特許株式会社 |
| 被告補助参加人補佐人弁理士 | 島田康男 |
| | 紺野正幸 |

主

文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
事実及び理由

第1 原告の請求

被告は、原告に対し、14億3070万円及びこれに対する平成13年6月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、スロットマシンに関する特許権（特許第1855980号。以下、「本件特許権」といい、本件特許権に係る特許発明を「本件特許発明」という。）を訴外ユニバーサル販売株式会社（以下「ユニバーサル」という。）から承継し、移転登録を得た原告が、被告において、平成11年11月下旬ころからパチスロ機「トリプルライダー」（以下「被告製品」という。）を5700台製造販売し、被告製品の構成が、本件特許発明の技術的範囲に属しており、本件特許権を侵害するとして、被告に対し、損害賠償金14億3070万円の支払を求めた事案である。これに対し、被告は、被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属することを争うと共に、本件特許権を無効にすべき旨の審決が確定したため、原告の請求は理由がないと主張して争っている。

2 前提となる事実（争いのない事実及び末尾掲記の証拠により認められる事実）

(1) ユニバーサルは、平成6年7月7日、本件特許権の登録を得た。原告は、ユニバーサルを吸収合併したことにより本件特許権を承継し、平成11年1月11日、その移転登録を受けた（甲1、弁論の全趣旨）。

(2) 特許庁は、平成14年12月25日、本件特許権に関する無効審判請求事件（無効2001-35267号事件）において、「訂正を認める。特許第1855980号の請求項1及び2に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をした。原告は、同審決について東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起したが（平成15年（行ケ）第36号審決取消請求事件）、東京高等裁判所は、平成1

7年2月21日、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した（乙48）。
原告は、同判決について、最高裁判所に上告及び上告受理の申立をしたが（平成17年（行ツ）第165号、平成17年（行ヒ）第177号）、最高裁判所は、同年7月14日、「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。」との決定をした（乙49）。

第3 当裁判所の判断

上記認定の事実によれば、本件特許権を無効にすべき旨の審決が確定したことが認められ、本件特許権は、初めから存在しなかったものとみなされる。

よって、原告の本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないことが明らかであるから、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 設 | 樂 | 隆 | 一 |
| 裁判官 | 杉 | 浦 | 正 | 典 |
| 裁判官 | 吉 | 川 | | 泉 |